

公益社団法人宇都宮法人会 定款の一部改訂 新旧比較表

現 行	改 訂
<p>(役員の報酬)</p> <p>第24条 役員には、総会において定める総額の範囲内で、総会が別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程により報酬を支給することができる。</p> <p>2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。その額については総会が別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。</p>	<p>(役員の報酬)</p> <p>第24条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会が別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</p> <p>2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。その額については総会が別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。</p>